

公益社団法人日本トライアスロン連合（JTU）細則の変更案（対照表）（2020年12月4日現在）

新（変更案）	旧（変更前）	備考欄
<p>JTU 細則第7条（登録者）</p> <p>1. 登録年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>2. 登録者の新規登録は年度期間中でもおこなうことができる。ただし、更新は次年度の4月1日までに次年度分の登録会費を添えて更新手続きをするものとする。なお、インターネットによる登録方法については別に定める。</p> <p>3. 登録者は、別に所属加盟団体が定める年会費を納めなければならない。</p> <p>4. 加盟団体は、所属する登録者1名につき理事会の決議により定めた登録会費（別表2）を、登録者名簿を添えて、その年度中の12月末日までに納入しなければならない。なお、インターネットによる登録の場合については別に定める。</p> <p>5. 登録者は、同時に2以上の加盟団体に登録することはできない。</p> <p>6. 登録者は、所属加盟団体の管轄都道府県外に転出し、登録する加盟団体を変更する場合は、所属加盟団体の書面又は電磁的方法により承諾を得て、転入先の加盟団体に登録しなければならない。（削除）</p>	<p>JTU 細則第7条（登録者）</p> <p>1. 登録年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>2. 登録者の新規登録は年度期間中でもおこなうことができる。但し、更新は次年度の4月1日までに翌年度分の登録会費を添えて更新手続きをするものとする。なお、インターネットによる登録方法については別に定める。</p> <p>3. 登録者は、別に所属加盟団体が定める年会費を納めなければならない。</p> <p>4. 加盟団体は、所属する登録者1名につき理事会の決議により定めた登録会費（別表2）を、登録者名簿を添えて、その年度中の12月末日までに納入しなければならない。なお、インターネットによる登録の場合については別に定める。</p> <p>5. 登録者は、同時に2以上の加盟団体に登録することはできない。</p> <p>6. 登録者は、所属加盟団体の管轄都道府県外に転出し、登録する加盟団体を変更する場合は、所属加盟団体の書面又は電磁的方法により承諾を得て、転入先の加盟団体に登録しなければならない。ただし国民体育大会等への出場には、該当する競技団体の規程によるものとする。</p>	<p>（変更） 変更理由2.）「次年度」と「翌年度」が混在して分かりにくいため、「次年度」に統一する。</p> <p>（削除） 変更理由6.）「ただし国民体育大会等への出場には、該当する競技団体の規程によるものとする。」は大会出場に係ることであり、これを次項にまとめて分かりやすくするため。</p>

<p>7. 日本選手権及びその予選会への出場には、大会が開催される年度の4月1日時点での登録加盟団体を登録先としなければならない。ただし、転勤、出向、大学進学卒業、保護者転勤、自然災害など正当な事由があり、新旧加盟団体がその所属の変更を止むを得ないものと認めた場合はこの限りでない。その場合は、変更の理由を証する書面ならびに新旧加盟団体の承認書を添付して、変更後の加盟団体がJTUに登録の変更を申請しなければならない。なお、国民スポーツ大会（国民体育大会）への出場には、該当する大会組織委員会及び競技団体の規程によるものとする。</p> <p>JTU 細則第 21 条（競技会出場資格） 第 19 条に定める競技会は、次の各号いずれかに該当する者は出場を認められない。 （1）登録会員でない者 （2）登録会員であっても、年会費の納入を含む更新手続きを怠った者</p> <p>JTU 細則第 23 条（国内外で行われる国際競技会の出場許可）</p>	<p>JTU 細則第 20 条（競技会出場資格） 第 19 条に定める競技会は、次の各号いずれかに該当する者は出場を認められない。 （1）登録会員でない者</p> <p>JTU 細則第 23 条（外国で行われている国際競技会の参加許可）</p>	<p>（追加） ・追加理由7.) 本規定に特例措置を設けて、実状に対応するため。</p> <p>（追加） ・追加理由（2）登録者と登録が有効な者とを明確化するため。</p> <p>（変更） ・変更理由) 国内でも国際大会が多数開催されているため。用語について、「参加」を「出場」で揃えるため。</p>
---	--	---

参考 1) JTU 細則

<https://www.jtu.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2020/05/def5788fc7239b6998ff7296c84f13ed.pdf>

参考2) 国体参加資格

<https://www.japan-sports.or.jp/kokutai/tabid191.html>

学校卒業などの事由以外での都道府県変更した場合は、2大会(2年)と異なる都道府県から参加することはできない。

参考3) 陸連/登録会員規程

https://www.jaaf.or.jp/pdf/about/guidelines/03_member.pdf

(所属の変更) 第9条 登録会員が都道府県陸協の所属を変更した場合は、6カ月を経過しないと競技会に出場できない。ただし、転勤・出向などの理由で、新旧都道府県陸協がその所属の変更を止むを得ないものと認めた場合はこの限りでない。その場合は、変更の理由を証する書面ならびに新旧都道府県陸協の承認書を添付して、変更後の都道府県陸協が本連盟に変更申請しなければならない。

<2020年12月4日 理事会提出資料>